

平成 2 7 年度 静岡県共同募金会助成要綱

(福) 静岡県共同募金会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70

Tel 054-254-5212

Fax 054-254-6400

I. 助成対象事業

社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を対象とする。

但し次の各号の一に該当するものは助成対象から除外する。

- 1 社団や組合等における構成員の互助共済を主たる目的とするもの
- 2 政治、宗教、組合等の運動の関係者に限られているもの
- 3 経営の基礎、管理等が不十分で地域住民から信頼されていないもの
- 4 営利を目的とするもの
- 5 活動の内容や財務内容を開示しないもの
- 6 介護保険事業
- 7 活動開始後 1 年未満のもの（先進的取組として、本会が認めたものを除く。）
- 8 法令に基づいて認可される条件を備えていながら、あえて認可を受けていないもの
- 9 国または地方公共団体が設置または経営（委託経営を含む）し、その責任に属するとみなされるもの
- 10 共同募金の助成を受けた後、1 年を経過しない間に寄付金の募集をしたもの
- 11 国または地方公共団体の補助を受けて実施する事業の自己負担分
- 12 負債整理のための助成を希望するもの
- 13 助成申請及び助成金の使途報告に虚偽の記載をしたもの

II. 助成原則

1. 本会は、申請事業遂行における費用の不足を補うために助成を行う。
2. 申請者が主体性と責任をもって申請事業を実施することを担保するため、その一部に自己負担を必要とする。
3. 助成を受けた者は、共同募金が静岡県民からの浄財であることから、この助成金で実施した事業については、広く県民にその助成事業による実施効果を周知しなければならない。
4. 本会は、共同募金（NHK 歳末たすけあいを含む。）、共同募金以外の寄付金及び中央競馬馬主社会福祉財団助成金を総合調整し助成する。
5. 共同募金を多くの事業者にご利用いただくために、同一事業に対する助成は、最長 5 年間又は 5 回を原則とする

III. 助成区分

募金区分	助成区分	実施主体	対象活動	詳細
一般募金	地域福祉活動支援事業	・市町社会福祉協議会 ・地域の活動団体 ・特定非営利活動法人	・事業費 ・機器整備費	取扱要領
	福祉施設機器整備費	・民間の社会福祉施設 ・更生保護施設 ・特定非営利活動法人	・機器整備、建物の補修等	取扱要領
	地域ふれあい支え合い助成事業	・市町域の活動団体 地区社会福祉協議会 地区民生委員児童委員協議会	・事業費 ・機器整備費	取扱要領

		小地域活動団体 特定非営利活動法人		
	使途選択募金	・ 会長が認めた団体	・ 会長が認めた活動	
歳末た すけあ い募金	地域福祉活動	・ 市町社会福祉協議会	・ 見舞金贈呈事業 ・ 歳末時期の支援事業	運動要綱
NHK 歳末た すけあ い	地域福祉活動	・ 民間の社会福祉施設 ・ 更生保護施設・団体	・ 見舞金贈呈事業 ・ 歳末時期の支援事業	助成方針
	緊急助成事業	共同募金の助成対象 となる施設、団体	災害による被災や緊急事態な ど、緊急に実施する必要のある 事業のみを対象とする。 (1) 非常災害による、施設団体 の復旧費、修理費。なお、 助成基準は「3. 福祉施設 機器整備事業」に同じ。 (2) 施設団体において、次の場 合、その復旧費、修理費。 なお、助成基準は「3. 福祉 施設機器整備事業」に同じ。 ①利用者の安全を欠く場合 ②施設団体の著しい機能低下 (3) 災害による罹災者（低所得 者等）に対する見舞金 (4) 災害時の支援制度実施要領 に定める次の活動経費 ①ボランティア活動に関す る経費 ②災害ボランティアセンタ ー等の活動拠点事務所に 関わる経費	緊急助成 資金規定

IV. 受付期間

区分	受付期間	提出先	提出部数
1. 地域福祉活動支援事業	平成27年4月1日(水) ～5月15日(金)	静岡県共同募金会	1 部
2. 福祉施設機器整備事業	同上	同上	同上
3. 地域ふれあい支え合い助成 事業	平成27年6月1日(月) ～7月24日(金)	市町共同募金委員会	2 部
4. 緊急助成事業	随時	同上	同上

V. 助成審査の流れ

1. 申請者は、受付期間内に各提出先へ申請書に添付書類を添えて提出部数を提出する。
2. 市町共同募金委員会は、地域の支え合い助成事業の申請を受付けた場合のみ意見書を添付して別に定める期日までに、静岡県共同募金会へ提出する。

3. 事務局は、提出された助成申請書の内容を点検調査し、配分委員会に提出する。
4. 配分委員は、事務局から提出された申請内容について必要性、緊急性などを審議する。
なお、申請者に対し必要に応じて、現地調査及び配分委員会への出席を求め、申請内容について説明を求める場合がある。
5. 理事会は、助成を決定する。

VI. 助成金の決定時期

区 分		決定時期		
1	地域福祉活動支援事業			
	・事業費			平成28年3月
	・機器整備費			
	・歳末たすけあい事業		平成27年12月	
2	福祉施設機器整備事業			平成28年3月
3	地域ふれあい支え合い助成事業	平成27年10月		
4	緊急助成事業	随 時		

VII. 助成金の交付方法

1. 事業費（前払い）

「交付請求書」の提出を受けて、原則その全額を一括交付する。

「実施報告書」を事業完了後1か月以内に提出させ、助成金の精算を行う。

2. 機器整備費等（精算払い）

機器を整備し「使途実施報告書・交付請求書」の提出を受けて、原則その全額を一括交付する。ただし、内容を事務局で審査の上、必要に応じて現場確認を実施する。

VIII. 助成の変更取消

助成の決定後に、事業の変更・中止等がなされた場合には、助成金を減額、取消し、又は返還させるものとする。

なお、助成率を上回る助成は行わない。（但し、変更による減額後の万円未満の差額は除外する。）

IX. 助成の交付条件

No.	項 目	地域福祉	福祉施設	地域ふれあい 支え合い	
				事業費	機器整備費
1	使途指定以外の経費に使用しない	○	○	○	○
2	使途指定の内容に反し、または事業が不振の場合は、助成金の一部または全額の返還となる	○	○	○	○
3	助成決定後の内容や総額の変更は、事前承認を要する	○	○	○	○
4	助成決定後に総額が減少した場合は、助成率により助成金は減額される	○	○	○	○
5	実施年度の指定日までに請求し完了する	○	○	○	○
6	請求がない場合は取り消しになる	○	○	○	○

7	事業費は年度終了後1ヵ月以内に精算報告する	○事業費		○	
8	助成標示				
	①赤い羽根シール（正方形）貼付	○機器	○		○
	②赤い羽根シール（長方形）もしくはプレートを施設・活動拠点入口に掲示	○機器	○		○
	③助成歴「助成状況一覧」を施設・活動拠点入口に掲示	○機器	○		○
	④上記標示が分かる写真を提出	○機器	○		○
	⑤事業名に「赤い羽根助成事業」を冠し関係者への配布資料に明記し提出	○事業費		○	
9	助成事業の広報				
	①「ありがとうメッセージ」提出：共同募金会ホームページ等公開用	○	○	○	○
	②「お知らせ回覧版」作成周知：活動地域（学区・自治会）や活動先に回覧配布し提出	○	○	○	○
	③自らの会報誌・ホームページ等への掲載	○	○	○	○
	④ホームページに共同募金会とのリンクのバナーを掲載	○	○	○	○
	⑤広報用写真は、実施・使用している様子が分かるものを提出	○	○	○	○
10	経理処理				
	①社会福祉法人は、会計基準による。	○	○	○	○
	②社会福祉法人以外は、収入科目「共同募金助成金収入」を設ける。	○	○	○	○
	③助成金受入金融機関の口座名義は、個人名義は認めない。	○	○	○	○
	④助成金監査では、会計帳簿・支払領収書・預金通帳など必要に応じ開示する。	○	○	○	○
12	事業実施年度	平成28年度 （歳末支援 平成27年度）	平成28年度	平成27年度 （平成27年10月～ 平成28年3月31日）	

X. 助成物件の管理期間等

助成金により取得した物件の管理期間は、財務省が定める耐用年数を目安とする。この場合の期間は、助成事業完了の翌年度の期首から起算する。

なお、活動の継続が困難な状況になった場合には、助成金により取得した物件は、本会に相談の上、類似の活動団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）に寄贈すること。

XI. その他の資金

1. 使途指定寄付金の助成（受付随時）

寄付者が使途を指定した寄付金の取扱については、「共同募金以外の寄附金取扱規程」による。

地域福祉活動支援事業取扱要領

【対象事業年度：平成28年度（2016年度）】

（福）静岡県共同募金会

1. 対象団体

社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など社会福祉活動を行う非営利の団体・グループとする。（法人格の有無は問いません。）

2. 対象事業・助成率等

(1) 市町地域を活動対象とする事業

① 市町社会福祉協議会

ア. 事業費（歳末たすけあい支援事業を含む。）

市町社会福祉協議会が行う、福祉サービスを必要とする地域住民に対し、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者と相協力して企画実施する事業等に助成する。（対象外：人件費を含む経常経費、介護保険事業）

イ. 機器整備費（介護保険事業は対象外とする。）

（ア）貸出機器整備（限度額：50万円）

地域福祉・在宅福祉サービス用の機器整備（介護保険事業は対象外）。

（イ）在宅支援車両（限度額：普通車（軽車両含む）110万円・8人乗り以上の普通車、車いす対応車150万円）

車両購入の際の、付属品並びにこれに係る消費税及び助成標示費は対象とする。車両の買替えについては、原則として9年以上又は走行距離が10万^{キロ}以上の車両を対象とする。但し諸経費は対象外とする。

（ウ）助成率は、75%以内（車両の場合60%以内）で限度額まで。（千円未満切捨）

(2) 県域を活動対象として活動する団体等

ア 支援対象者への福祉活動で民間の特質性を発揮し、共同募金の助成金が主体となって実施される事業（事務機器は除く。）について助成対象とする。ただし、継続事業の助成については、前回助成の事後評価を実施の上、毎年見直しをする。車両の買替えについては、原則として9年以上又は走行距離が10万^{キロ}以上の車両を対象とする。

イ 次の事業は、助成対象外とする。

- | |
|---|
| (ア) 団体の職員・構成員等の親睦、資格取得を目的とする事業及び機関紙等の広報事業 |
| (イ) 大会等開催事業及び助成事業 |
| (ウ) 団体の経常経費、人件費 |
| (エ) 交流活動、福祉祭り、生きがい活動 |
| (オ) 借家の資産価値を高める事業（使用者の責任となる事案は除く。） |
| (カ) 当事者団体以外の普及・宣伝・連絡事業 |

ウ 助成率

90%以内（車両の場合60%以内）（千円未満切捨）

3. 事業実施年度

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）までに実施する事業。

（ただし、歳末たすけあい支援事業は平成27年度事業とする。）

4. 受付期間 平成27年4月1日（水）～平成27年5月15日（金）

5. 申請窓口及び審査

- (1) 静岡県共同募金会へ1部（添付書類も含む）提出すること。
- (2) 本会は配分委員会で審査し、理事会で決定する。

福祉施設機器整備事業取扱要領

【対象事業年度：平成28年度（2016年度）】

（福）静岡県共同募金会

1. 対象施設

社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、福祉関係活動団体等（法人格は問わない。）が運営する社会福祉施設・更生保護施設とする。

- ① 認可施設
- ② 認可外施設

2. 対象事業

- (1) 施設利用者やサービスを受ける人の生活や処遇の向上を目的とする機器整備及び建物の補修等を対象とする。ただし、放課後児童クラブは、遊具に限り対象とする。
- (2) 次の事業は、助成対象外とする。

認可施設	ア 相当な財源があつて所要経費の支弁に支障がないと認められる場合は助成対象外とする。（相当な財源とは、施設経理区分において「前年度の留保金」（当期末支払資金残高・その他の積立金の合計額）が1億円以上又は前年度経常収入の4/12を超えた状態をいう。 ただし、次の場合は助成対象とする。 ①年度経常収入が1億円未満の施設 ②改築等の大規模施設整備が平成28年度に計画されている場合は対象とする。 イ 管理運営用事務機器（パソコン、コピー機、書庫、机、椅子など） ウ 認可保育所で、申請時及び実地調査時に定員を満たしている場合 エ 借家の資産価値を高める事業（使用者の責任となる事案は除く。）
認可外施設	ア 借家の資産価値を高める事業（使用者の責任となる事案は除く。） イ 管理運営用事務機器（パソコン、コピー機、書庫、机、椅子など）

※車両の買替えについては、原則として9年以上又は走行距離が10万^キ以上の車両を対象とする。

3. 事業実施年度

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に実施する事業。

4. 助成基準

- (1) 助成対象 総事業費が15万円以上の事業を対象とする。
※消費税及び助成標示費は対象とする。但し車両購入の際の、諸経費は対象外とする。
- (2) 助成率

区分	助成率
① 認可施設	75%以内(車両の場合 60%以内)
②認可外施設	90%以内

※助成希望額は、千円未満切捨とする。

5. 受付期間 平成27年4月1日（水）～平成27年5月15日（金）

6. 申請窓口及び審査

- (1) 静岡県共同募金会へ1部（添付書類も含む）提出すること。
- (2) 本会は配分委員会で審査し、理事会で決定する。

地域ふれあい支え合い助成事業取扱要領

【対象事業年度：平成27年度（2015年度）】

（福） 静岡県共同募金会

1. 対象団体（市町域などの活動団体）

地区社会福祉協議会（地区社協未整備の場合は町内会自治会）、地区民生委員児童委員協議会、小地域活動団体、特定非営利活動法人など、社会福祉活動を行う民間の非営利団体・グループで、下記2の対象事業を行っているものとする。（法人格の有無は問いません。）

2. 対象事業

高齢者、障害者、児童など地域の福祉サービスを必要とする要援護者に対する、地域ふれあい支え合い助成事業として、下記の福祉活動事業または、その福祉活動に必要な機器を対象とする。

(1) 小地域のネットワークづくり活動 (例：地域の福祉課題の把握と解決へ仕組みづくり、対象者マップ作成事業など)
(2) 要援護者のための支援体制づくり活動 (例：救急医療情報ケース整備事業、障害者のための避難所運営訓練事業など)
(3) 在宅福祉活動 (例：配食サービスの機器整備事業、子育てサロン事業、車椅子の貸出事業、障害者情報提供用機器整備事業、高齢者介護予防サロン事業、ひきこもり孤立を防ぐ相談事業、子どもの遊び場の遊具新設など)
(4) 人材養成 (例：高齢者サロンスタッフ、相談電話受け手等の養成研修会、介護教室など)
(5) 機器整備 その他、上記(1)から(4)までの福祉活動に必要な機器

※＜対象外事業＞

- ・ 広報紙の発行
- ・ 交流活動、福祉祭り、大会、親睦、慰労、生きがい活動
- ・ 個人支給の物品（ユニホームなど）、消耗品（ヘルメット、食料品など）
- ・ 団体の運営費・人件費・経常費
- ・ 管理運営用事務機器（パソコン、プロジェクター、コピー機、書庫、デジタルカメラ（ムービー）など）
- ・ 慰問活動に必要な機器
- ・ 行政設置の建物（公民館・学校など）を活動拠点としている場合の建物と一体となる設備並びに行政設置施設の常設の設備備品
- ・ 自治会所有の建物、設備並びに常設の設備備品（空調設備、テレビ、カラオケ等）
ただし、高齢者サロン開催に必要なトイレのバリアフリー化は、自治会所有の建物に限り対象とする。
- ・ 防災資機材（AED含む。）
- ・ サロン等の事業については、月1回以上の開催がないもの
- ・ 構成員等の親睦、資格取得を目的とする事業及び機関紙等の広報事業
- ・ 借家の資産価値を高める事業（使用者の責任となる事案は除く。）

3. 事業実施年度

平成27年度（平成27年10月～平成28年3月31日）までに実施する事業。

4. 助成基準

- (1) 助成総額 1, 500万円
- (2) 助 成 率 90%以内（千円未満切捨）
- (3) 助成対象 総事業費が15万円以上の事業を対象とする。
- (4) 助成額の上限 ①事業費：20万円 ②機器整備費：30万円
- (5) 助成を受けた翌年度は、申請対象から除く。

5. 受付期間 平成27年6月1日（月）～平成27年7月24日（金）

6. 申請窓口及び審査

- (1) 団体所在地の市町共同募金委員会へ**2部**提出する。
- (2) 本会は配分委員会で審査し、理事会で決定する。